

「施工プロセス」のチェックリスト(土木)

1. 工事名

3. 所属名

2. 受注者

4. 監督員氏名

- ①「施工プロセス」のチェックリストは、新潟市土木工事共通仕様書、工事請負契約約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスを経ているかを監督員が確認する。
②チェック欄には、所属内での書類・写真等による確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば該当する項目「□」の「☑」を選択する。また、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。
③用語の定義 契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チェックの時期の目安)	チ ェ ッ ク 欄				備 考
				着 手 前	施 工 中		完 成 時	
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○工程表	契約締結の日から起算して5日以内に、工程表が提出された。 (約款第4条) (契約後、変更契約後)	☑	☑	☑		(約款第4条) (仕様書その1 1-1-1-4 工程表)
		○コリンズ(CORINS)への登録	事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (請負金額500万円以上が対象工事) (契約後、変更時後、完成時)		☑	☑	☑	(仕様書その1 1-1-1-6 コリンズ(CORINS)への登録)
		○建設業退職金 共済制度等	掛金収納書が契約締結後原則1ヶ月(電子申請方式の場合は40日以内)以内に提示提出された。 (施工時1回着手前) 掛金収納書充当実績総括表を工事完成時に確認した提示した。 (完成時) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。 (施工時1回程度) 建設業退職金共済証紙の配布状況が受払簿等により確認できる。 (施工時完成時1回程度)		☑		☑	(仕様書その1 1-1-1-49 保険の付保及び事故の補償 第7項)
		○施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、その写しが提出されている。 (入契法第15条) (施工時の当初、施工体制変更時)		☑	☑	☑	(入契法第15条) (仕様書その1 1-1-1-12 施工体制台帳及び施工体系図)
			提出された施工体制台帳に下請負契約書等(写し)及び再下請負業者通知書、契約書等必要書類が添付され、下請金額が確認できている。(入契法第15条) (施工時の当初、施工体制変更時)		☑	☑	☑	(入契法第15条)
			施工体制台帳及び再下請通知書に記載の全ての業者について、社会保険等への加入の有無を確認する添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。 (約款第8条の2) (施工時の当初、施工体制変更時)		☑	☑	☑	(約款第8条の2)
			下請人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出する旨の掲示を行っている。 (施工時の当初)		☑	☑	☑	建設業法施行規則第14条の3 下請負人に対する通知
		○施工体系図	施工体系図が現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示され、その写しが提出されている。(入契法第15条) (施工時の当初、施工体制変更時)		☑	☑	☑	(入契法第15条) (仕様書その1 1-1-1-12 施工体制台帳及び施工体系図)
			施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (入契法第16・18条) 施工時適宜の当初、施工体制変更時		☑	☑	☑	(入契法第16・18条)
			施工体系図に記載されている主任(監理)技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であるか確認する。(入契法第16・18条) (施工時の当初、施工体制変更時)		☑	☑	☑	
		○労災保険関係 成立票	「労災保険関係成立票」の標識が見やすい場所に掲示している。 (労働者災害補償保険法施行規則第49条) (施工時1回程度)		☑			(労働者災害補償保険法施行規則第49条)
		○建設業許可標識	「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者名等を正しく記載している。 (建設業法第40条) (施工時1回程度)		☑			(建設業法第40条)
		○法定外の 労災保険	法定外の労災保険に加入し、その証券又はそれに代わるものの写しを監督員に提出した。契約期間が工期を満たしている。 (施工時当初、工期変更時)		☑	☑	☑	(仕様書その1 1-1-1-49 保険の付保及び事故の補償 第4、5項)
	II 配 置 技 術 者	○現場代理人	現場代理人は、現場に常駐している。 (約款第11条第2項) (施工時適宜)		☑	☑	☑	(約款第11条第2項)
			現場代理人は、受注者の現場代理人への委任事項について適切に処理している。 (約款第11条第2項) (施工時適宜)		☑	☑	☑	(約款第11条第2項)
			現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を「連絡」を除き書面等で行っている。 (施工時適宜)		☑	☑	☑	
		○専門技術者	専門技術者を選任し、配置している。 (建設業法第26条の2) (施工計画時、施工時適宜)	☑	☑	☑	☑	(建設業法第26条の2)
		○作業主任者	作業主任者を選任し、配置している。 (労働安全衛生法第14条) (施工計画時、施工時適宜)	☑	☑	☑	☑	(労働安全衛生法第14条)

1 施 工 体 制	II 配 置 技 術 者	○潜水作業従事者	潜水作業従事者を適正人員配置している。(港湾工事) (施工計画時、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐	☐		
		○海上起重作業船団長	海上起重作業船団長を配置している。(港湾工事) (施工計画時、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐	☐		
		○主任(監理)技術者の専任制	配置予定技術者、 通知による監理技術者 、施工体制台帳に記載された 監理技術者 、 監理技術者証 に記載された技術者及び本人であることを資格者証で確認できる。が同一であった。(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様に確認をする。) (建設業法第26条第3項) (着手前)	☐						(建設業法第26条第3項)
			現場に常駐している。監理技術者等が、工事現場内において名札等を着用している。 (建設業法第26条第3項) (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		(建設業法第26条第3項) (仕様書その1 1-1-1-12 施工体制台帳及び施工体系図 第3項)
			施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (建設業法第26条の4) (施工時適宜、打合せ時)		☐	☐	☐	☐		
			施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		
		○現場技術員	現場技術員との対応が適切である。(建設コンサルタント等に現場技術業務委託の場合) (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		(仕様書その1 1-1-1-8 現場技術員)
		○下請負者の把握	下請業者 負人 が市の工事指名参加資格者である場合には、 下請契約日 が営業停止、指名停止期間中でない。 (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		(仕様書その1 1-1-1-11 工事の下請負)
		○緊急連絡網	異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、 その図表 を現場の見やすい場所に掲示して あ いる。 (施工時1回程度)		☐					
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○設計図書の照査	約款第19条第1項(1)から(5)に係る設計図書の照査を行い、 該当する事実の有無を報告結果を提出 している。 (着手前、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐	☐		(仕様書その1 1-1-1-3 設計図書の照査等)
			現場との相違がある場合、その事実が確認できる資料を 書面により 提出して確認を 受け求め た。 (着手前、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐	☐		
		○施工計画書	施工(変更を含む)に先立ち、監督員に提出した。 所定の項目が記載され、工事着手前又は施工方法が 確定した時期に提出した。 (着手前、変更時)	☐	☐	☐	☐	☐		(仕様書その1 1-1-1-5 施工計画書) 当該設計金額が500万円未満の工事で、指定工法、指定仮設のある工事、一般交通に影響のある工事、振動・騒音等公衆災害のおそれのある工事以外は施工計画書の省略可能。「設計額500万円未満の工事の総括報告表」による報告となる。
			記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		
			記載内容(作業手順書等)と現場の施工体制が一致している。 (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		
			記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	☐	☐	☐	☐	☐		
		○施工管理・工事材料管理・出来形、品質管理	工事材料の品質を保証する資料を整備、保管し、提示、提出している。 (検査時施工時適宜)						☐	(仕様書その1 2-1-2 工事材料の品質)
			工事材料を品質に影響ないように保管している。 (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		
			自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面で確認できる。 (着手施工計画書提出時、検査完成時)	☐					☐	
			出来形、品質管理が を 工事の施工と並行してその都度行っていることが書面に て 確認できる。 (土木工事施工管理基準) (施工時または段階確認時、検査完成時)		☐	☐	☐	☐	☐	(土木工事施工管理基準)
			特記仕様に記載されている提出書類が簡潔で必要以上に作成されていない。 (確認時・検査時に求めてはいけない) (検査完成時)						☐	
			電子納品媒体の内容が問題なく作成されていることを確認し、その結果を「電子納品に係るチェックシート」の「納品時チェック」欄に記録している。 (完成時)						☐	
		○現場環境改善	絵パネル・標語パネル・フラワーボット・作業員休憩棟・記念植樹・安全旗掲揚・現場事務所カーペットフロー・エアコン・二重サッシ・応接室・冷蔵庫・雨具掛室・談話室・観葉植物・シャワー室・水洗トイレ・内階段・食堂・洗面所・更衣室・洗濯機実施について協議し、実施内容を施工計画書に記載するとともに、 記載内容と現場が一致している。 (着手時、施工時適宜)	☐	☐	☐	☐	☐		
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	監督員の立会いに当たって、段階確認についてはあらかじめ段階確認願(種別、細別、施工予定時期等)を提出している。 (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		(仕様書その1 1-1-1-23 監督員による検査(確認を含む)及び立会等)
			段階確認の確認時期が、適切である。 (土木工事監督基準別表2) (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		(土木工事監督基準別表2)
		○工事の着手	契約締結日から起算して5日以内(特記仕様書に定めがある場合は、その期日まで)に工事に着手した。 (契約規則第46条) (着手時)	☐						(契約規則第46条) (仕様書その1 1-1-1-10 工事の着手)
		○支給材料及び貸与品	使用予定日の14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)		☐	☐	☐	☐		(仕様書その1 1-1-1-19 支給材料及び貸与品)

2 施 工 状 況	II 工 程 管 理	○建設副産物及び建設廃棄物	受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認し、監督員に提示(資料を示し説明)した。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3) (産業廃棄物処理を委託する場合、委託契約書の写しを提出した。 (施工時適宜) (施工時適宜) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出するとともに公衆の見やすい場所に掲げた。 (資源の有効な利用の促進に関する法律第10条) (施工前)	☐	☐	☐		(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3) (仕様書その1 1-1-1-21 建設副産物 第2項)	
		○指定建設機械の確認	指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。 (施工適宜時)	☐	☐	☐		(仕様書その1 1-1-1-38 環境対策)	
		現場条件や設計内容の変更への対応が早く、また地元調整を積極的にを行い、の結果を書類で提出した。 (施工時適宜)	☐	☐	☐				
		官公庁の休日または夜間に作業を行った場合、事前に書面等で提出連絡した。 (「施工計画書等で事前に作業実施報告」をしているものは除く。) (施工前時適宜) 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工前時適宜、完成時)	☐	☐	☐	☐	(仕様書その1 1-1-1-44 施工時期及び施工時間の変更) (仕様書その1 1-1-1-32 週休二日の対応)		
	III 安 全 対 策	○安全活動	新規入場者に対する安全教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜または検査完成時) 安全教育・訓練を4時間/月以上実施し、記録がある。 (施工時適宜または検査完成時) 安全パトロール巡視、作業安全ミーティング(KY等)等を実施し、記録がある。 (施工時適宜または検査完成時) 店社パトロールを1回/月以上適宜実施し、記録が整備されている。 (施工時適宜または検査完成時) 災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される。) (施工時適宜または検査完成時) 使用機械(港湾工事の場合は船舶・機械)、車両等の点検整備等が管理されを実施し、その記録がある。 (労働安全衛生規則第167～169条) (労働安全衛生規則第167～169条) 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録(機械の作業計画書)等がある。 (労働安全衛生規則第158条) (施工時適宜または検査完成時) 山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (労働安全衛生規則第373条) (施工時適宜または検査完成時) 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施されし、その記録がある。 (労働安全衛生規則第244・567・568条) (施工時適宜または検査完成時) 架空線等上空施設、地下埋設物件等の現地調査を行い、その結果を監督員に報告している。 (着手前) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止措置が実施されている。 (施工時適宜または検査完成時) 交通誘導員、交通安全施設が配置計画に基づき適正に配置されている。 (施工時適宜または検査完成時) 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。 (施工時適宜または検査完成時)	☐	☐	☐	☐	(仕様書その1 1-1-1-34 工事中の安全確保 第11項) (労働安全衛生規則第167～169条) (労働安全衛生規則第158条) (労働安全衛生規則第244・567・568条) (仕様書その1 1-1-1-34 工事中の安全確保 第6、20項)	
		○安全パトロールの指摘事項の処理	各種安全パトロールでの指導事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者は是正報告した記録がある。 (施工時適宜または検査完成時)	☐	☐	☐	☐		
		IV 対 外 関 係	○関係機関等	関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜または検査完成時) 地域住民や地権者との施工上必要な交渉、工事の施工に關しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜または検査完成時) 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜または検査完成時)	☐	☐	☐	☐	(仕様書その1 1-1-1-43 官公庁への手続き等) (仕様書その1 1-1-1-43 官公庁への手続き等) (仕様書その1 1-1-1-34 工事中の安全確保 第15項)